

42. 107. 36

「会社」等の文字を有する商標の取扱い

出願商標に含まれる文字について、他の法律によって当該名称の使用等が禁止されている場合は、商第4条第1項第7号に該当するものとされているところ、「会社」等の文字を有する商標は、会社法によって使用の制限があることから、以下のとおり取り扱うこととする。

1. 「会社」等の文字を有し、商号を認識させる場合

(1) 出願人が自然人であるとき

会社法第7条は、「会社でない者はその名称又は商号中に、会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない」としている。

また、会社法第6条によれば、会社はその名称を商号とし、商号中に、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社という文字を用いなければならないと規定されていることから、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社及び株式会社を認識させる表記として一般的に用いられている「(株)」の文字を含む場合に、商号を認識させることとする。

よって、自然人が、「株式会社」、「合名会社」、「合資会社」、「合同会社」、「(株)」の文字を含む商標を出願した場合には、商第4条第1項第7号に該当するものと判断する。

(2) 出願人が当該商標が表す法人以外の法人であるとき

会社法第6条第1項は、会社はその名称を商号としなければならないと規定する。

よって、自己の商号と異なる商号を自己の商標として採択・使用することは、商取引の秩序を混乱させるおそれがあることから、商第4条第1項第7号に該当するものと判断する。

2. 他の拒絶理由の適用

商標が商第4条第1項第7号に該当するものであって、かつ、他の拒絶理由（例えば商第4条第1項第8号、同第15号等）に該当する場合は、全ての拒絶理由を通知する。

※会社法（平成十七年七月二十六日法律第八十六号）

（会社と誤認させる名称等の使用の禁止）

第六条 会社はその名称を商号とする。

2 会社は、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社の種類に従い、それぞれの商号中に、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社という文字を用いなければならない。

3 会社は、その商号中に、他の種類の会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

第七条 会社でない者は、その名称又は商号中に、会社であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第4条第1項第7号（公序良俗違反）」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第8号（他人の氏名又は名称等）」の審査基準](#)
- [「第4条第1項第15号（商品又は役務の出所の混同）」の審査基準](#)